

長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務仕様書

1 目的

本仕様書は、長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務の内容及び履行に必要なことについて定めることを目的とする。

2 業務の内容

長浜市「介護保険ガイド」（令和9年度から令和13年度までの5カ年分の冊子、紙面3,000部程度／年度を想定）及び電子データ（市ホームページ掲載用）の作製内容は以下のとおりとし、毎年度、更新するものとする。

- ア 介護保険制度の説明
- イ 介護サービスの利用手続の説明
- ウ 介護サービス事業所の情報
- エ その他

3 業務期間と納品について

業務期間は、協定書締結日の翌日から令和13年6月30日までとし、毎年度、新たなものに更新し、納品すること。

納品場所は、長浜市健康福祉部介護保険課（滋賀県長浜市八幡東町632番地）とし、電子データは市が指定した方法により納品すること。なお、各年度の納品期限は次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------|
| 令和9年度 | 令和9年6月30日 |
| 令和10年度 | 令和10年6月30日 |
| 令和11年度 | 令和11年6月30日 |
| 令和12年度 | 令和12年6月30日 |
| 令和13年度 | 令和13年6月30日 |

4 設置場所等

長浜市役所介護保険課、北部合同庁舎くらし窓口課及び各市民サービス窓口に配置するとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他の介護保険関係機関等に配布するほか、長浜市ホームページに電子データを掲載する。

5 事業者の経費負担等

（1）経費負担

次の経費は事業者が負担すること。

- ア 冊子等の編集、作製、印刷製本、納品にかかる費用

イ 広告の募集及び審査に要する費用並びに広告及び行政情報等のデータの作成、加工及び掲載に要する費用

(2) 業務の履行

選定業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において、本業務を履行すること。

(3) 緊急時の対応

選定業者は、緊急時に対応できる体制をあらかじめ構築すること。

6 広告及び行政情報の表示並びに事業者の責務

(1) 広告の掲載範囲については、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成 18 年告示第 18 号）第 3 条の規定に基づくこと。

(2) 広告主の募集は、選定業者が行うこと。

(3) 選定業者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告募集者であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮すること。

(4) 選定業者は、掲載しようとするすべての広告内容について、事前に当該原案を市に提出し、承認を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とすること。

(5) 選定業者への行政情報の提供は、原則として市が行うが、その編集作業は、原則として選定業者が行うこと。

(6) 広告のデザインはユニバーサルデザインを考慮すること。

(7) 選定業者は、広告に関する来庁者等からの問合せに対応するための手立てを確立すること。

(8) 選定業者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決にあたること。

(9) 広告の内容が長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱及び関係法令に違反している場合並びに長浜市役所に配置する広告としてふさわしくないと市が判断し、広告内容の修正若しくは削除を市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、選定業者の責任と負担において対応すること。

(10) 選定業者は、落丁や乱丁等がある場合においては、その差し替え要望に対応すること。

7 協定書の締結

市と選定業者は、長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務に関する協定を別途、締結すること。

8 その他

(1) 成果物の著作権は市に帰属し、無断での使用や転載を禁ずる。

(2) 長浜市「介護保険ガイド」協働作製業務の履行に関し、疑義が生じた場合は、市と選定業者が協議のうえ対応を決定する。